

令和7年8月26日

税理士 岡澤利昭先生

岩下忠吾税理士事務所
東京都江東区毛利1丁目8番1
ツインタワー住利毛利館106号
電話 03-5638-0211
Fax 03-5638-0220

担当 税理士 岩下忠吾

書類送付のご案内

今回の研修会ではお世話になります。

当日使用するレジュメです。

内容は会員の皆様にご承知のものとなっておりますが、参考となればと思い若干ですが解説も含ませて頂きました。

ご確認いただきますようお願いいたします。

以上

「相続税の相談事例から」

【事例1】相続時精算課税

選択した後に相続人予定者が被相続人予定者よりも先になくなる場合も考えられるため、税理士側から提案するとしたら、想定されるリスクをどこまで検討するか？もしくは被相続人予定者がどのような状態で提案するべきか？

絶対に提案すべきではない場合とは

【確認】

1 税理士法に税務相談業務はあっても、コンサルタント業務はない

＜参考＞税理士法2条（税理士の業務）1項

一 税務代理

二 税務書類の作成

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

2 相談者の現状の把握、家族構成等諸々の情報を収集する

3 相談者の財産の管理・運用・処分の現況把握

4 財産を推定相続人に贈与する目的と将来展望

5 相続時精算課税制度を実行する狙いは何か

(1) 単なる税負担の先送りか、

(2) 事業資金・賃貸不動産の贈与による所得の分散か

(3) 居住用財産の贈与による生活の安定か

6 将来の相続時の問題発生危険性は

7 家屋全員が将来わたって安心できる対応か

8 相続時精算課税制度を選択した場合の全体の税負担と暦年課税制度を選択した場合の税負担を比較したか

【事例2】遺産分割との関わり①

相続税の業務において、遺産分割について遺族との関わり方はどうあるべきでしょうか。

当初から遺産分割に参加し遺族をリードするスタンスで進め、さらに分割協議書も作成するという積極的姿勢で関わるか、第三者の立場により遺族からの相談に対応するという姿勢で関わるか、

どちらの方法で業務を進めるべきか？

【確認】

遺産分割は、相続人全員の協議により決定すべきものであって、税理士が積極的に関わるべきものではありません。

＜参考＞民法

（遺産の分割の基準）

第九百六条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

税理士は、上記の民法 906 条の規定の趣旨を認識し、遺族に対して遺産分割に必要な全ての情報を書面をもって遺族に説明し、併せて質問を受けるという姿勢で対応すべきです。

遺族には、まず承継すべき財産と負担すべき債務を確認することが遺産分割のスタートであることを説明します。

次に、遺産の帰属は遺贈がある場合には遺贈による財産処分が優先すること、遺贈がない場合において初めて相続人間で分割することとなること、相続人間における分割方法として「現物分割」「代償分割」又は「換価分割」があること、遺産分割の評価基準には「時価基準」と「相続税評価額基準」があること、遺産分割が確定したことを証する書面である「遺産分割協議書」を作成することなどの基本的事項を説明することが必要となります。

遺産分割に当たっては、分割のやり直しは贈与となること、不動産を相続した場合には固定資産税の負担が将来に渡って生ずること、将来分割財産を処分する予定の場合には譲渡所得として所得税及び住民税の課税があることを踏まえた分割協議が必要であること、遺産分割による相続を原因とする名義変更には相当額の負担が生ずること、相続開始後 10 年以内に分割が成立しない場合には法定相続分及び代襲相続分により取得したこととなることなど留意すべき点も説明します。

【事例3】遺産分割との関わり②

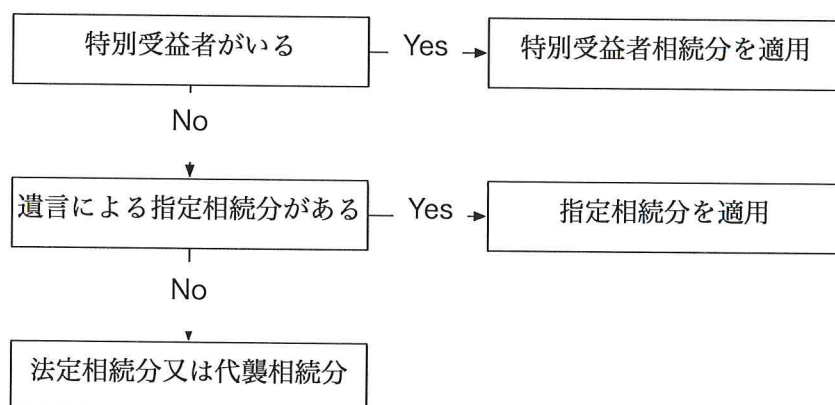
相続税の遺産分割に当たり、配偶者が分割により取得財産が遺産の2分の1以下であれば納税額が発生しないので残余の財産は未分割で申告しました。

その後税務調査があり、預金の申告を指摘され修正申告は穴埋め方式により計算したものでお願いしますといわれました。

どのように対処するのでしょうか。

【確認】

相続により承継した財産が相続税の申告期限において、相続人間において未分割の場合には、その分割されていない財産は民法の規定による相続分により取得したものとして課税価格を計算することとされています（相法55）。この場合における民法の規定による相続分は、法定相続分、代襲相続分、指定相続分及び特別受益者相続分（民法900～903）をいい、その適用順序は、次図のとおりまず特別受益者相続分を適用し、次に相続分の指定があるときは指定相続分、ない場合には法定相続分及び代襲相続分を適用します。なお、寄与分は適用しません。

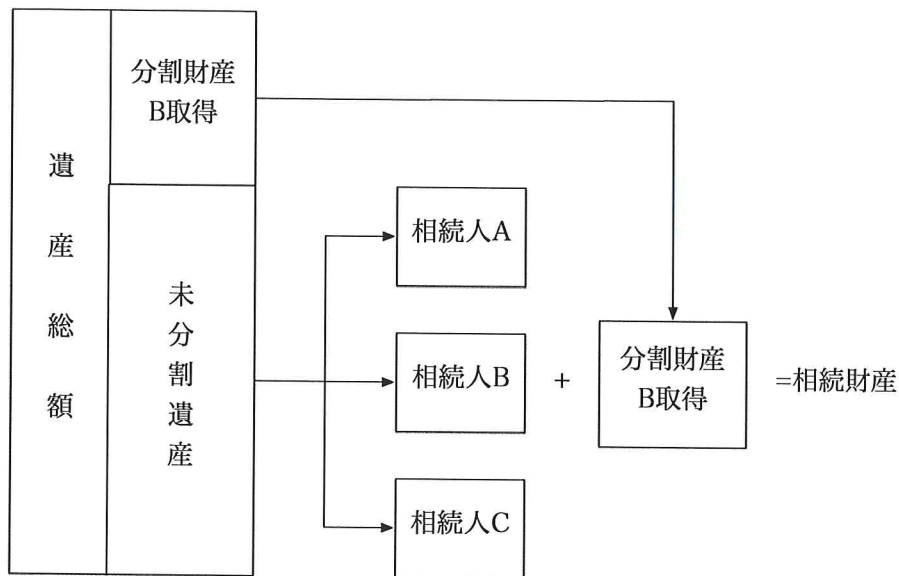


遺産の全部が未分割の場合には上記の計算によりますが、一部が分割され、残余が未分割となっている場合における分割計算については、法令上特段の規定はありません。この一部未分割遺産の課税価格計算に当たっての処理には次の二つの計算が考えられます。

1 一部分割遺産を除外する方式（除外方式：積上方式）

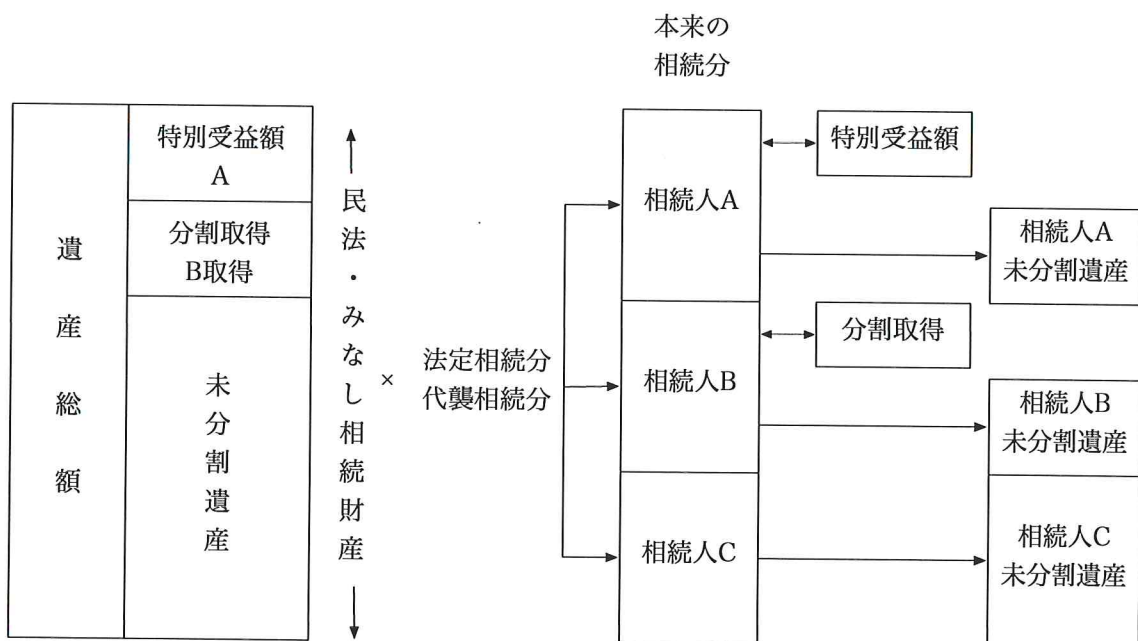
この方式は、遺産総額から分割された財産額を控除し、控除後の未分割遺産の価額に法定相続分・代襲相続分を乗じて計算する方式です。ただし、特別受益額がある場合には、民法903条の特別受益者相続分を適用することに注意が必要です。

したがって、この計算によると、分割遺産を取得した相続人は、分割取得財産額に未分割遺産を法定相続分で計算した相続財産額を加算して課税価格を計算し、他の相続人は未分割遺産に対する法定相続分のみを取得したものとして計算します。



2 一部分割遺産を特別受益に準じて計算する方式（穴埋方式）

この方式は、分割された遺産は特別受益ではありませんが、それと同様と考えて、分割済財産額と未分割財産額との合計額を分割対象財産とし、これに民法の規定による法定相続分等に乗じていわば本来の相続分を計算し、これから各人の分割取得済財産額を控除した残額をもってその者の取得財産として、未分割財産額を各相続人に配分することにより、各人の相続税の課税価格を算出する方式です（平成17年3月17日裁決）。



1 一部未分割遺産の分割計算（穴埋め方式）

項 目		合 計	相続人 A	相続人 B	相続人 C	受遺者
遺産総額（本来の財産）	①					
第三者への遺贈	②					
相続人への分割・遺贈財産額	③					
未分割遺産の価額（①－②）	④					
相続人	分割・遺贈	⑤				
特別受益額	生前贈与	⑥				
民法のみなし相続財産（③＋④）	⑦					
指定・法定・代襲（相続分）	⑧					
本来の相続分の価額（⑤×⑧）	⑨					
具体相続分の価額（⑨－⑥） （超過受益はゼロ）と割合	⑩	1				
相続人の未分割遺産の取得額 （⑩×⑩の割合）	⑪					

（注） 1 ①・②の財産の価額は、小規模宅地等の減額特例適用前の価額です。

2 ④の生前贈与財産額は、相続開始時の価額です。

2 相続税の課税価格の計算

項 目		合 計	相続人 A	相続人 B	相続人 C	受遺者
分割・遺贈財産額	⑫					
未分割遺産の価額	⑬					
小規模宅地等の減額	⑭					
みなし相続財産の価額	⑮					
相続時精算課税財産の価額	⑯					
債務控除額	⑰					
純資産価額 （⑫＋⑬－⑭＋⑮＋⑯－⑰）	⑱					
3年以内の贈与財産の加算額	⑲					
課税価格（⑱＋⑲）	⑳					

【事例4】遺産分割との関わり③

相続税の申告を受任し、各種計算を行っている中で、遺族から相続分の調整のために代償分割を予定しているが相続人固有の財産を処分してこれに充てる場合の注意点、また相続税の申告期限までに相続税の納税資金調達のために土地、有価証券などを譲渡する場合、遺産分割で注意すべき事項は何でしょうかと質問を受けました。

【確認】

1 代償分割

遺産分割に当たり相続人間の相続分の調整のための方法として①代償分割と②換価分割があります。

このうち、代償分割は、遺産の分割に当たって共同相続人などのうちの1人または数人に相続財産を現物で取得させ、その現物を取得した人が他の共同相続人などに対して債務を負担するもので現物分割が困難な場合に行われる方法をいいます。

この代償分割により負担する債務に充てる財産は、負担する相続人が所有する財産、つまり今回の相続により取得した財産と従前からその相続人が所有する財産が想定されます。そして、その債務に充当する財産が現預金の場合にはその現預金が代償財産として充当されます。一方、その充当する現金を調達するためにその所有する資産を譲渡した場合には、その譲渡に対して所得税の譲渡所得の課税を受けます。この場合、譲渡資産が相続により取得した財産ではないときは相続税の取得費加算の適用はありません。一方、譲渡資産が相続により取得した財産であるときには、次の相続税の取得費加算の適用があります。

$$\text{本人の相続税額} \times \frac{\text{譲渡資産の相続税評価額}}{\text{取得財産額} + \text{精算課税財産額} + \text{暦年課税加算額}} = \text{取得費に加算する相続税額}$$

なお、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円又は2,000万円の特別控除を受ける場合には、取得費加算の適用はありません（措法35③、39）。

2 換価分割

換価分割は、相続財産を相続人間の協議により換価することとし、その譲渡代金を相続人間で分配する方法をいい、その分配割合が決定している場合には譲渡資産の相続税評価額にその割合を乗じて計算した価額を相続税の課税価格に算入し、譲渡代金の額をその割合に応じて計算した金額は、譲渡所得の収入金額として譲渡所得の金額を計算することとなります。

一方、申告期限までに分配割合が決定しない場合には、各相続人の法定相続分・

代襲相続分の割合で相続税の課税価格を計算し、また譲渡所得の収入金額を計算します。

3 現物分割財産

各相続人が遺産をそれぞれ分割協議により取得し、各相続人が自己の判断に基づいて資産を譲渡する場合には、その資産の種類、被相続人による取得時期、取得原因（購入、相続、遺贈又は贈与）及び取得費などを確認する必要があります。

さらに、譲渡資産の譲渡に係る課税特例制度の適用関係の確認、適用に当たっての要件、譲渡所得の金額の計算及び納税額並びに社会保険等への影響などを調査する必要があります。

【事例5】死亡保険金と代償金

被相続人甲の遺産は、本来の財産として居住用不動産と金融資産合わせて 3,000 万円であり、配偶者が取得することで相続人間で合意しました。

相続人のうち長男が死亡保険金 7,000 万円を取得した。

遺産分割に当たり、相続人（配偶者・子二人）のうち長女が保険金を含めて遺産分割すべきであると主張し、長男は、保険金から配偶者に 1,000 万円、長女に 1,500 万円を相続分の代償として支払った。

このケースの場合、配偶者と長女が取得した代償金は相続税の課税価格に算入すべきかどうか。

【確認】

相続の開始によって相続人間において分割の対象となる被相続人の遺産は、被相続人に管理、運用及び処分権限が帰属していた財産であり、相続税において「財産」とは、金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものとされています（相基通 11 の 2-1）。

相続税では、被相続人の死亡を原因として取得した死亡保険金、死亡退職金、被相続人以外の個人が契約者及び被保険者で被相続人が保険料等を負担していた生命保険契約等の権利など民法上の財産に該当しないいわゆるみなし財産も課税財産としています。このみなし財産は、被相続人に帰属する本来の財産ではないことから遺産分割の対象に含めないこととされています（「保険金受取請求権は、保険効力の発生（相続開始）と同時に保険金受取人である相続人の固有財産となり、被保険者（被相続人）の遺産から離脱しているものといわなければならない。」と判示されています（昭和 40 年 2 月 2 日最高裁判所第三小法廷判決））。

そこで、相続における遺産分割において、死亡保険金が支払われた場合には、基本的には死亡保険金は遺産分割の対象財産に含めることなく、本来の財産により分割することとし、事例の死亡保険金から支払われた代償金は相続による取得財産ではなく、贈与により取得したものとして贈与税の課税価格に算入することとなります。

なお、被相続人の死亡に対して多額の死亡保険金が支払われ、これが特段の事情に該当するから特別受益に当たるとして遺産分割にふめるべきとする次の裁判例があります。

『上記の養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は、民法 903 条 1 項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと解するのが相当である。もっとも、上記死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払っ

たものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人その他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。』（最決平成16年10月29日）

＜参考＞代償分割として交付された財産の特例制度の適用除外

遺産分割に当たって、代償債務を負担する相続人の所有に係る次に掲げる財産を代償財産として取得した場合には、その取得した財産については、税制上の特例規定の適用はないことに留意したい。

- 1 農地等（措法70の6）
- 2 山林等（措法70の6の6）
- 3 特定の美術品（措法70の6の7）
- 4 個人の事業用資産（措法70の6の10）
- 5 非上場株式等（措法70の7の2、70の7の6）
- 6 医療法人の持分（措法70の7の12）

【事例6】非課税財産と代償金

遺産総額は1億2,000万円（内訳：個人立の幼稚園6,000万円、その他の財産6,000万円）あり、長男Aは非課税財産の要件を満たす個人立の幼稚園の財産を全部相続し、母、B、Cはその他の財産を均分（6,000万円÷3=2,000万円）で分割しました。母に遺産1億2,000万円の2分の1を取得させるため、Aは自己の預金から母に代償金4,000万円を支払いました。そうすると、取得財産額は母6,000万円（2,000万円+4,000万円）、Aが2,000万円（6,000万円－4,000万円）、B、Cは2,000万円となります。Aは代償金4,000万円を支払った結果、財産額は2,000万円となりますが、全部が相続税の非課税財産となります。

遺産総額は1億2,000万円ですが、相続税の課税価格に算入する財産額は6,000万円（遺産総額1億2,000万円－非課税財産6,000万円）です。

この場合、母、A、B及びCの課税価格は、いくらになるでしょうか。

【確認】

相続税の課税価格は、相続又は遺贈により取得した財産のうち非課税財産を除いた財産額を基礎として計算します。

事例のケースでは、Aの取得財産は6,000万円ですが、すべて非課税財産ですから課税価格はゼロになります。A固有の財産から代償金を支払っていますが、遺産分割の過程では結局、取得財産は2,000万円になります。この2,000万円は結果として相続税の課税価格の計算上では非課税財産の残額ということになります。したがって、Aの

課税価格に算入する金額はなしということになります。

一方、母の取得財産は6,000万円、B、Cはそれぞれ2,000万円となり、その合計は1億円となりますが、課税価格の合計額は6,000万円です。そこで、母及びB、Cの課税価格を次の算式により圧縮して計算することとなります。そうすると、母及びB、Cの課税価格の合計額は6,000万円となります。

母 $6,000 \text{ 万円} - (1 \text{ 億円} - 6,000 \text{ 万円}) \times 60/100 = 3,600 \text{ 万円}$

A 0円

B $2,000 \text{ 万円} - 4,000 \text{ 万円} \times 20/100 = 1,200 \text{ 万円}$

C $2,000 \text{ 万円} - 4,000 \text{ 万円} \times 20/100 = 1,200 \text{ 万円}$

【事例 7】逆名義預金

被相続人を妻とする相続税の申告を受任しました。相続人は、夫、長男、次男及び長女の4人です。

被相続人名義の預貯金を調査したところ、妻は専業主婦でしたが、夫の預貯金のほとんどの口座を管理しており、夫の口座から自分の口座へ相当額を振替えた状態で死亡しました。

過去7年間の妻と夫の預貯金通帳からその移動の内容が判明しました。

- 1 夫の口座からの出金日と妻の口座への入金日が一致しているものと翌日又は翌々日となっているものがあり、その総額は5,000万円を超えている。
- 2 妻は子供に自分の金銭の贈与（総額1,500万円）をしていたと説明していたが、その出所は夫の口座からであった。
- 3 妻は死亡1年間に自分名義（過去の夫の口座から振り替えたものと思われる。）の口座から14万円の現金を引き出しているが、その顛末が全くわからない。

【確認】

- 1 相続までの家族間における夫の財産の認識は
- 2 被相続人（妻）の預貯金ではない（夫の名義預金）ものを被相続人（妻）の名義であることを理由に相続財産に計上すべきか。
- 3 2により被相続人（妻）の財産と認識した場合、生前における預金振替は贈与税の課税対象となると指摘された場合にどのように対応すべきか。
- 4 子供への贈与を妻からのものとした場合、どのような課税関係となるか。
- 5 使途不明の現金引き出しへの対処はどうすべきか。

【事例8】相続放棄と相続税

相続税の申告を受任した案件で、被相続人甲の相続人は、配偶者と長男・次男・長女・次女の4人の子です。

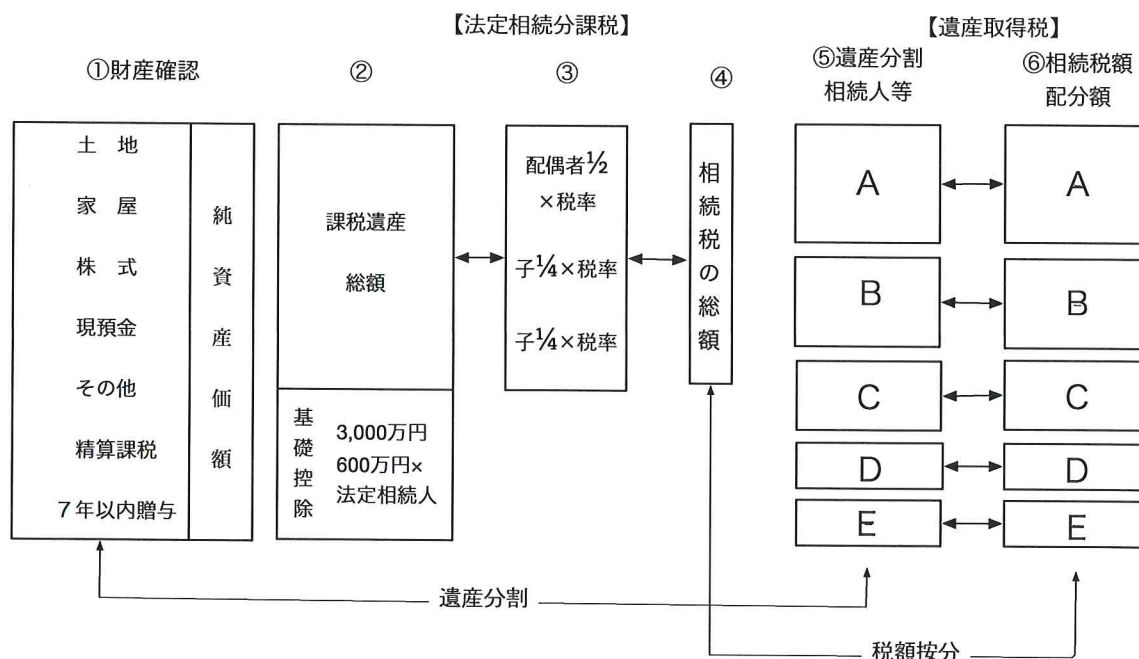
甲の遺産の分割に当たって、次男と長女は生前に甲から相当な贈与を受けているので相続の放棄をしても良いと申し出があったそうです。

遺族から相続を放棄した場合に相続税の課税において、どのような扱いになるのか、財産を取得する配偶者と長男及び次女の相続税はどのようになるのか、また相続を放棄する次男と長女の相続税はどのようになるのか説明を求められました。

どのように説明したら良いでしょうか。

【確認】

1 相続税課税の概要



2 相続人と法定相続人

(1) 相続人（相法3①一括弧書き）

「・・・この場合において、その者が相続人（相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。・・・）であるときは、・・・」

<相続人に限って適用がある規定>

- 1 保険金・退職金の非課税（相法12①五、六）
- 2 個人立幼稚園等の非課税（相令附則④）
- 3 債務控除（相法13）
- 4 相次相続控除（相法20）
- 5 立木の評価の特例（相法26）

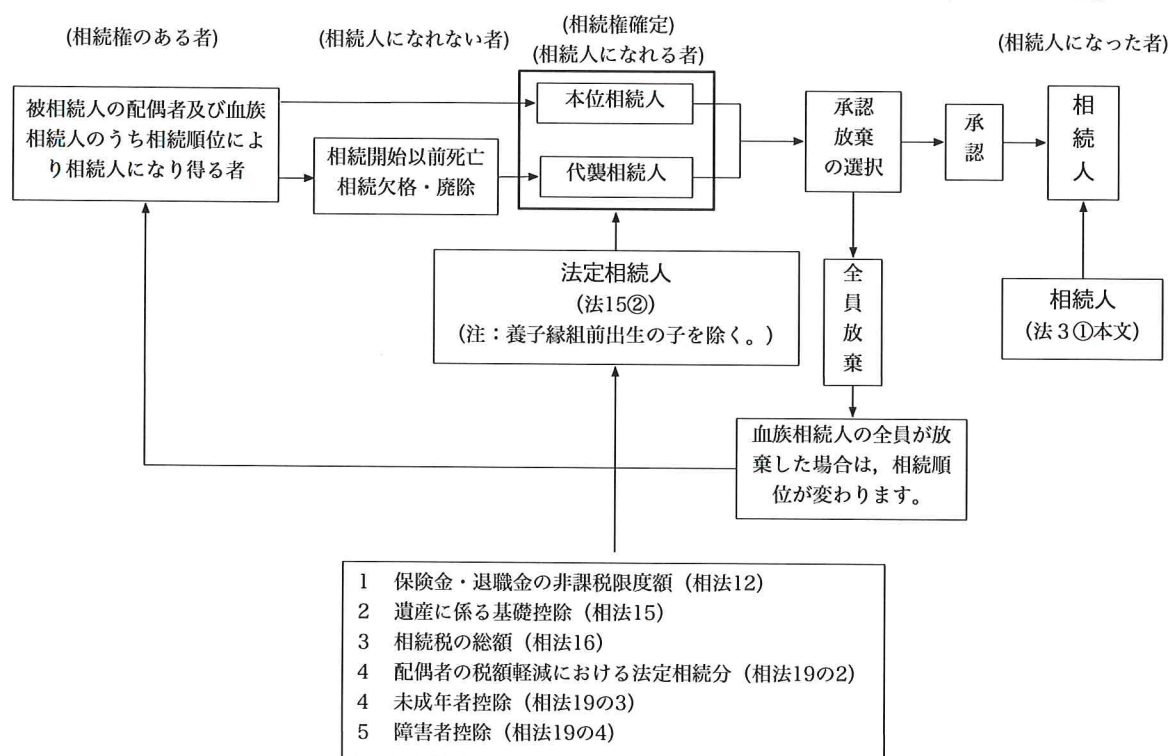
6 農地等に係る相続税の納税猶予及び免除等（措法 70 の 6、70 の 5）

(2) 法定相続人（相法 19 の 3 ①括弧書き）

「・・・当該相続又は遺贈に係る被相続人の民法第五編第二章（相続人）の規定による相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）に該当し、・・・」

3 遺産に係る基礎控除（相法 15 ②）

「前項の相続人の数は、同項に規定する被相続人の民法第五編第二章（相続人）の規定による相続人の数（当該被相続人に養子がある場合の当該相続人の数に算入する当該被相続人の養子の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める養子の数に限るものとし、相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人の数とする。）とする。」



4 相続税の総額（相法 16）

「相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した残額を当該被相続人の前条第二項に規定する相続人の数に応じた相続人が民法第九百条（法定相続分）及び第九百一条（代襲相続人の相続分）の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額（当該相続人が、一人である場合又はない場合には、当該控除した残額）につき・・・合計した金額とする。」